

今後の進め方について

H25 年

○10 月 18 日

第 3 回委員会

- ・ 一部事務組合の規約（案）を合意

○11 月

各市の議会で規約案の審議

～12 月

H26 年

○2 月

一部事務組合設立申請

○3 月

第 4 回委員会

- ・ 組合条例・規則案合意
- ・ 組合予算案合意

幹事会

- ・ 組合予算編成
- ・ 組合条例・規則案等作成
- ・ 設立申請手続準備 等

○4 月

一部事務組合設立許可・設立

※一部事務組合での事業開始に向けて準備事務を行うため、
許可日を以って、設立する

事業開始に向けた準備作業

- ・ 組合議会への議員選出依頼
- ・ 外部委員等依頼等準備 等

一部事務組合第 1 回議会開催

- ・ 組合条例審議
- ・ 組合予算審議
- ・ 監査委員、公平委員選任同意
- ・ 指定金融機関の議決

★設立時に必要最低限の条例等を
管理者が専決で定める
（職員定数条例、事務分掌条例、公
平委員会設置条例、監査委員条例
公印規則 等）

- ・ 地方債の承継手続
- ・ 職員の派遣、身分移管手続
- ・ 監査委員等、外部委員任命
- ・ 指定金融機関の指定
- ・ 事業引継協定書の締結

7 月 1 日

一部事務組合事業開始